

平成 2 2 事業年度

〔 自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日 〕

第 6 期

事 業 計 画

日本郵政株式会社

はじめに

当社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「事業子会社」という。）の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使を行うとともに、グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより事業子会社等の業務を支援するほか、病院及び宿泊施設の運営等を行うことにより、これまで公の機関として培った安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮し、お客様の期待に応えお客様の満足を高めお客様とともに成長することができるよう、また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努める。

当社及びグループ各社の目下の課題は、内部統制の強化である。平成 21 事業年度中に「日本郵政株式会社法第 14 条第 2 項に基づく監督上の命令」（平成 21 年 4 月 3 日）をはじめ、当社及びグループ各社は業務改善命令を受けており、その対応として、規程類の整備、運用の厳格化等、内部統制の強化を図る措置を取ってきたところである。特に当社としては、手続の公平性・透明性の確保の観点から不動産審査委員会の設置などを行ってきたところである。平成 22 事業年度は、昨年度の措置を踏まえて、引き続き、監督当局の指摘事項に耐えうる透明性の確保、説明責任の徹底、適正な事業運営に向けて、グループ全体のガバナンス強化に努める。

そのため、平成 22 事業年度においても、グループ全体のコンプライアンスの水準の向上を経営の最重点課題として、平成 22 事業年度のグループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定及び推進の状況並びに各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、グループ各社に必要となる支援・指導を行うほか、郵政事業の関連法人との取引の適正化を引き続き進める。

また、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保、お客様満足（CS）の向上に取り組むとともに、当社及びグループ各社の社会的責任を踏まえたCSR活動にグループ各社とともに取り組む。

特に、環境保全活動については、平成 21 事業年度中は「JPの森」での社員ボランティアによる植樹活動、幼児期の子供を対象とした環境啓発活動、グループ各社での省エネマニュアルの導入によるCO₂の削減などを実施してきたところであるが、平成 22 事業年度も引き続き環境保全活動への取り組みを推進する。

また、障害者雇用については、平成 21 事業年度中において障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている障害者雇用率を達成したところであり、平成 22 事業年度も引き続き障害者雇用の推進に取り組む。

現在、郵政改革の基本方針（平成 21 年 10 月 20 日閣議決定）に基づき、政府において、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、郵政事業の抜本的見直しの検討が進められているところであり、当社としては、その結論を踏まえ、適切に対応する。

以上の考え方を踏まえ、次の事項に重点をおいて事業経営を行うこととし、その遂行に当たっては経営環境の変化に即応しつつ弾力的に行う。

1 事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保等

郵便事業株式会社に対しては郵便のユニバーサルサービスの確保及び郵便局株式会社に対しては郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等に向け、経営の基本方針の策定及び実施の確保等を行う。

具体的には、事業子会社に対し、経営の重要事項に関してグループ基本方針の遵守を求め、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項については当社の個別の承認または報告を求めること等により、グループ経営管理を行う。

また、社会・地域貢献基金の積立て及び運用を行う。

2 事業子会社の業務支援

グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより、事業子会社等の業務を支援するとともにグループの経営効率の向上を図る。具体的には、以下の間接業務を事業子会社等から受託して実施する。

(1) 電気通信役務及び情報処理サービスの提供

当社が保有する電気通信設備を用いた事業子会社及び「郵便窓口業務の委託等に関する法律」（昭和24年法律第213号）第4条の規定により郵便局株式会社が同法第3条第1項に規定する委託業務の範囲内で業務を再委託した者への電気通信役務の提供及び情報処理システムを用いた情報処理サービスの提供を行う。

(2) 人事及び経理に関する業務

事業子会社の役職員の給与、各種手当の計算等並びに収入事務（請求書の作成・発送依頼、口座振替依頼、債権データの消込）及び支出事務（払出証書の作成・発送依頼、口座振替依頼、支払案内の作成・発送依頼、債務データの消込）を行う。

(3) 福利厚生に関する業務

事業子会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定等に基づく健康管理業務及びレクリエーション施設提供業務を行う。

(4) 不動産の管理等に関する業務

事業子会社等が現に所有又は賃貸するか、若しくは将来所有又は賃貸することと

なる土地、建物等不動産及び当該不動産に附属する設備等に関し、管理、整備計画、運営維持、設計・工事監理又は売買・賃貸借等の業務の支援等を行う。

(5) 人材派遣・紹介の業務

人材派遣・紹介業務を行う子会社を通じて、社員の募集・採用を行いグループ各社等への紹介及びグループの退職者を中心として派遣を行う。また、グループ各社の人事関連業務の受託等を行う。

(6) コールセンターに関する業務

事業子会社に対し、コールセンターの施設及びシステムの提供並びに管理の業務を行う。

3 病院の運営

通信病院を企業立病院として運営するとともに、地域医療との連携や救急医療の強化等による増収対策や、委託契約見直しによる経費節減に取り組むことにより、各病院の経営改善を進める。また、医療サービスの向上、地域医療ニーズへの対応、患者満足度の向上等を推進する。

4 宿泊施設の運営等

旧郵便貯金周知宣伝施設(11ヶ所)及び旧簡易保険加入者福祉施設(71ヶ所)については、近年の景気の動向や将来予測、郵政民営化の見直し等の外部環境等の変化を踏まえ、改めて宿泊利用人数増加などの増収施策、委託契約の見直し等を内容とする効率化施策等の再検討を行なった上で、単年度黒字化に向けて経営改善を図ることとする。

別 添 資金計画書

収支予算書

■資金計画書

平成22事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	金 額
収入の部	
前期繰越金	405
配当収入	920
貯金旧勘定交付金	554
経営管理料	163
間接業務手数料	926
宿泊事業収入	395
医事収入	235
その他収入	173
借入金	-
合 計	3,770
支出の部	
人件費	1,610
物件費	1,016
租税公課	72
投資的支出	213
有価証券	139
その他支出	1
次期繰越金	719
合 計	3,770

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「-」は計数が存在しないことを意味する。

■収支予算書

平成22事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	金 額
経常損益の部	
(営業損益の部)	
1. 営業収益	3,135
受取配当金	920
貯金旧勘定交付金	554
経営管理料	154
間接業務手数料	895
宿泊事業収入	376
医事収入	235
2. 営業費用	1,855
人件費	624
物件費	960
減価償却費	218
租税公課	53
営業利益	1,279
(営業外損益の部)	
営業外損益	27
社会・地域貢献基金運用収益	2
経常利益	1,308
特別損益の部	
1. 特別利益	-
2. 特別損失	-
税引前当期純利益	1,308
法人税、住民税及び事業税	△ 212
法人税等調整額	58
当期純利益	1,462

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「-」は計数が存在しないことを意味する。